

『もろコミ中古車リース』重要事項説明書

本書は、『もろコミ中古車リース』をご利用いただくお客様の権利・義務にかかる重要事項について説明したものです。お申込み前に本書を必ずお読みいただき、商品内容について充分にご理解、ご了解のうえ、お申込みいただくようお願いいたします。

カーコンビニ倶楽部 株式会社
フリーダイヤル 0120-29-5353
受付時間 9:00 ~ 18:00 (祝日除く)

●商品について

『もろコミ中古車リース』は、カーコンビニ倶楽部株式会社（以下弊社）の紹介で株式会社オリコオートリース（以下、オリコオートリース）がリースお申込み者（以下お客様）に対しご希望の自動車を契約期間中有償でお貸しする自動車リース契約です。

●お申込みについて

1. この契約のお申込みに対し、所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
2. お客様の職業が「専業主婦」「パート・アルバイト」「学生」の場合は、安定収入のある方の「連帯保証」が必要です。また、オリコオートリースが必要と認めた場合も同様となります。

●ご契約について

1. <契約の締結> オリコオートリースが契約のお申込みを承認した場合、お客様とオリコオートリースとの間で所定の自動車リース契約書にて契約を締結します。なお、『もろコミ中古車リース』は自動車リース契約ですので、車検証上の所有者はオリコオートリースとなります。
2. <契約締結後のキャンセル等の禁止> 自動車リース契約締結後ただちに自動車の登録・整備を開始いたします。これ以降のキャンセル、車種変更等の契約内容変更はできません。
3. <納車> 契約締結後14~30日程度（自動車の整備状況やお客様の登録書類の準備状況により異なります。）で自動車登録手続きを完了し、自動車販売会社もしくは陸送業者から契約上の「使用の本拠地（お客様の自宅住所）」、又は弊社が指定する店舗を通じて納車いたします。
4. <リース期間> リース期間は、車検証の変更登録日（お客様を使用者として登録した日）から起算します。
5. <リース料に含まれる諸費用> リース料には、リース期間中に発生する環境性能割・登録諸掛費用・自動車税種別割・自動車重量税・自動車損害賠償責任保険料を含むことができます。リース期間中にこれらの費用が増加した場合、自動車の所有、使用、保管等に関して新たに課税される公租公課が発生した場合、および税法所定の税率に変動があった場合、お客様にはその費用をオリコオートリースにお支払いいただけます。

●リース料のお支払いについて

1. リース料は、毎月27日にお客様の口座から株式会社オリエントコーポレーションによる口座振替にてお支払いいただけます。なお、お支払い開始日、金額等については自動車登録後に発送されるお支払い明細をご参照ください。
2. 別枠リース料（頭金）があるご契約の場合、別枠リース料およびその消費税額、地方消費税額は自動車が納車される前までに弊社の指定口座にお振込みください（振り込み手数料はお客様のご負担となります）。
3. リース料お支払い時には、各回リース料にかかる消費税額、地方消費税額をリース料に付加してお支払いいただけます。また、リース期間中に、税法所定の税率に変動があった場合は、変動後の税率による消費税額、地方消費税額をリース料に付加してお支払いいただけます。
4. リース料金は、初回のお支払いは登録月分を翌月に、初回合算の2回分をまとめてご請求させていただきます。

●自動車保険について

万一の場合に備えて、自動車を購入された場合と同様に、お客様ご自身で車両保険付の自動車保険に加入されることをおすすめします。

●車検、整備、点検について

自動車の車検、整備、点検はすべてお客様の負担と責任で行っていただきます。

●自動車の瑕疵担保責任について

自動車に設計、材質、製造上の瑕疵、その他不具合があった場合または隠れた瑕疵があった場合は、自動車の保証書または別途発行する保証書に従って、自動車の製造者、販売者または発行する保証書により担保責任の履行が受けられます。なお、担保責任の履行は、自動車の保証書が優先します。

●リース期間途中での解約について

1. <中途解約>リース期間の途中で解約は原則としてできません。ただし、やむをえない事情でお客様がリース期間の途中で解約を希望され、オリコオートリースがリース期間の途中で解約を認めた場合は、リース車両をご返却いただくとともに、以下の算式による中途解約金のお支払いを条件として中途解約ができます。
2. <自動車の滅失、毀損等による終了> 契約期間中に台風、大雨、地震等による自然災害または事故や盗難等により自動車を使用できなくなった場合、お客様は、未経過リース期間にかかるリース料合計額相当額から、リース料に含まれる費用のうち未発生費用（税金、保険料等）相当額を差引いた額を中途解約金として一括でお支払いいただきます。
3. <契約解除> お客様がリース料の支払を怠る等、契約解除事由が生じた場合、オリコオートリースは、契約を解除いたします。この場合、残リース料とオリコオートリース所定の残存価額の合計額を損害金としてお支払いいただきます。なお、自動車をオリコオートリースに返還された場合、自動車の処分手取り額または評価額（いずれも返還、処分等に要する費用を控除後の残額）を損害金から減額いたします。
4. 中途解約金に関して
中途解約金=①（未払リース料）+②（遅延損害金）+③（残期間分リース料）+④（事務手数料）-⑤（未経過費用）-⑥（車両査定価格）
① 未払リース料とは、お支払日が到来済のリース料のうち未払いのリース料およびその他未払い費用の合計。
② 遅延損害金とは、未払いリース料に対する遅延損害金（年 14.6%）の合計。
③ 残期間分リース料とは、お支払日が未到来のリース料の合計。
④ 事務手数料とは、書類発行手数料等の費用。
⑤ 未経過費用とは、リース契約に含まれる費用のうち、解約日までに発生しなかった費用の合計。
⑥ 車両査定価格とはリース車両の査定価格。なお、査定費用が発生した場合は車両査定価格から控除します。
※ 消費税は、お客様に別途ご負担いただきます。
※ リース車両が事故等により永久抹消となる場合は、「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」にもとづくリサイクル料金をお客様に別途ご負担いただきます。
※ その他解約にかかる費用が発生した場合は、お客様に別途ご負担いただきます。

●リース期間満了時のお取り扱いについて

リース期間が満了した時は、お客様は、ご希望により以下の方法のいずれかをお選びいただけます。なお、リース期間満了後、リース契約を更新（再リース）することはできません。

1. <自動車を引取る> リース終了時に自動車を原則無償で、お引取りいただくことが可能です。この場合、車両本体価格は無償ですが、別途、リース期間満了日現在、オリコオートリースにおいて支払い済みのリース期間満了日の属する年度の自動車税のうち、リース期間満了日から上記年度の最終日までの期間にかかる自動車税と自動車リサイクル料をお支払いいただきます。
なお、お引取りいただいた自動車を継続してお乗りになる場合は、お客様が継続車検を取得する必要があります。リース終了以降の自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、および住居移転等による車庫の変更費用、ナンバー変更や車検取得時の基本整備以外にかかる追加整備費用もお客様のご負担となります。
2. <自動車を返却して終了> 自動車をご返却いただき、契約を終了します。契約終了後、オリコオートリースまたは指定業者が自動車を引取りにうかがいます。
なお、リース終了後の返却については、自動車の損傷による車両の精算等はいりませんが、自走不可能でレッカー車等を利用しなければならない等の特別な場合には、実費をご負担いただく場合があります。